

内閣府告示第百三十五号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同法第四条第十一項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき公示する。

平成十五年九月五日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十五年八月二十九日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 北海道及び札幌市
- 三 構造改革特別区域の名称 さっぽろベンチャー創出特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 札幌市の全域
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 国立大学教員等の勤務時間内技術移転兼業事業（二〇一）、国立大学教員等の勤務時間内研究成果活用兼業事業（二〇二）、外国人研究者受入れ促進事業（五〇一）、五

○二及び五〇三）、特定事業等に係る外国人の入国・在留諸申請優先処理事業（五〇四）、国の試験研究施設の使用手続きの迅速化事業（七〇四）、国の試験研究施設の使用の容易化事業（七〇五）及び国有施設等の廉価使用の拡大による研究交流促進事業（八一三、八一四及び八一五）

内閣府告示第百三十六号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同法第四条第十一項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき公示する。

平成十五年九月五日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十五年八月二十九日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 函館市
- 三 構造改革特別区域の名称 マリン・フロンティア科学技術研究特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 函館市の全域
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 外国人研究者受入れ促進事業（五〇一、五〇二及び五〇三）、特定事業等に係る外国人の入国・在留諸申請優先処理事業（五〇四）、国の試験研究施設の使用手続きの

迅速化事業（七〇四）、国の試験研究施設の使用の容易化事業（七〇五）及び国有施設等の廉価使用の拡大による研究交流促進事業（八一三及び八一五）

内閣府告示第百三十七号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十五年九月五日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十五年八月二十九日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 釧路市及び北海道白糠郡白糠町
- 三 構造改革特別区域の名称 釧路・白糠次世代エネルギー特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 釧路市及び北海道白糠郡白糠町の全域
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） ジメチルエーテル試験研究施設の変更工事手続簡素化事業（一

一〇七）

内閣府告示第百三十八号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十五年九月五日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十五年八月二十九日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 喜多方市
- 三 構造改革特別区域の名称 喜多方市アグリ特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 喜多方市の全域
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 地方公共団体又は農地保有合理化法人による農地又は採草放牧地の特定法人への貸付け事業（一〇〇一）及び地方公共団体及び農業協同組合以外の者による特定農地貸付け事業（一〇〇二）

内閣府告示第百三十九号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十五年九月五日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十五年八月二十九日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 つくば市
- 三 構造改革特別区域の名称 つくば市新エネルギー特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 つくば市の全域
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 一般用電気工作物への位置付けによる家庭用燃料電池発電設備導入事業（一一〇四）及び不活性ガスを使用しない家庭用燃料電池発電設備導入事業（一一〇六）

内閣府告示第四百十号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十五年九月五日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十五年八月二十九日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 茨城県久慈郡金砂郷町
- 三 構造改革特別区域の名称 金砂郷町幼保一体的運営特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 茨城県久慈郡金砂郷町の全域
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 幼稚園における幼稚園児及び保育所児等の合同活動事業（八〇七）

内閣府告示第四百四十一号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十五年九月五日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十五年八月二十九日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 栃木県
- 三 構造改革特別区域の名称 宇都宮にぎわい特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 宇都宮市の区域の一部（都心部地区及びJR宇都宮駅西口地区）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）（中心市街地における商業の活性化事業（一一〇二））

内閣府告示第四百四十二号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十五年九月五日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十五年八月二十九日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 足利市
- 三 構造改革特別区域の名称 足利英会話教育特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 足利市の全域
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 構造改革特別区域研究開発学校設置事業（八〇二）

内閣府告示第四百四十二号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十五年九月五日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十五年八月二十九日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 行田市
- 三 構造改革特別区域の名称 浮き城のまち人づくり教育特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 行田市の全域
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 市町村費負担教職員任用事業（八一〇）

内閣府告示第四百四十四号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十五年九月五日

内閣総理大臣 小泉純一郎

一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十五年八月二十九日

二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 千葉県

三 構造改革特別区域の名称 安房自然学校特区

四 構造改革特別区域の範囲 館山市及び鴨川市並びに千葉県安房郡富浦町、富山町、鋸南町、三芳村、白

浜町、千倉町、丸山町、和田町及び天津小湊町の全域

五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 地方公共団体及び農業協同組合以外の者による特定農地貸付け

事業（一〇〇二）

内閣府告示第四百四十五号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十五年九月五日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十五年八月二十九日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 東京都品川区
- 三 構造改革特別区域の名称 小中一貫特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 東京都品川区の全域
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 構造改革特別区域研究開発学校設置事業（八〇二）

内閣府告示第四百四十六号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条に規定する措置に基づき公示する。

平成十五年九月五日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十五年八月二十九日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 東京都足立区
- 三 構造改革特別区域の名称 障害者社会生活えんじょい特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 東京都足立区の全域
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 肢体不自由児施設等における調理業務の外部委託事業（九〇九

内閣府告示第四百四十七号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条に規定する措置に基づき公示する。

平成十五年九月五日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十五年八月二十九日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 町田市
- 三 構造改革特別区域の名称 福祉のまちづくり推進特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 町田市の全域
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 肢体不自由児施設等における調理業務の外部委託事業（九〇九

内閣府告示第四百四十八号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十五年九月五日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十五年八月二十九日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 横浜市
- 三 構造改革特別区域の名称 市民利用型農園促進特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 横浜市の全域
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 地方公共団体及び農業協同組合以外の者による特定農地貸付け事業（一〇〇二）

内閣府告示第四百四十九号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十五年九月五日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十五年八月二十九日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 横須賀市
- 三 構造改革特別区域の名称 横須賀市国際教育特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 横須賀市の全域
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 市町村費負担教職員任用事業（八一〇）

内閣府告示第百五十号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条に規定する措置に基づき公示する。

平成十五年九月五日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十五年八月二十九日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 三条市
- 三 構造改革特別区域の名称 街なか行政サービス拡大特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 三条市神明町の区域の一部（詳細は内閣府において閲覧に供する。）
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 住民票の写しの自動交付機の設置場所拡大事業（四〇一）及び印鑑登録証明書の自動交付機の設置場所拡大事業（四〇二）

内閣府告示第百五十一号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十五年九月五日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十五年八月二十九日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 福井県坂井郡丸岡町
- 三 構造改革特別区域の名称 人と人・ぬくもりあふれる丸岡特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 福井県坂井郡丸岡町の全域
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 三歳未満児に係る幼稚園入園事業（八〇六）

内閣府告示第百五十二号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十五年九月五日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十五年八月二十九日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 山梨県
- 三 構造改革特別区域の名称 体験活動教育特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 甲府市の区域の一部（駿台甲府高等学校通信制課程）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 高等学校等における学校外学修の認定可能単位数拡大事業（八

〇四）

内閣府告示第百五十二号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同法第四条第十一項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき公示する。

平成十五年九月五日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十五年八月二十九日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 長野県及び長野市
- 三 構造改革特別区域の名称 ものづくり研究開発促進特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 長野市、須坂市、上田市、小諸市、佐久市、松本市、塩尻市、岡谷市、諏訪市、茅野市、伊那市、駒ヶ根市及び飯田市並びに長野県埴科郡坂城町、小県郡丸子町、北佐久郡御代田町、南安曇郡豊科町、諏訪郡下諏訪町、富士見町及び原村並びに上伊那郡南箕輪村の全域
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本

方針別表第一に定めるところによる。) 外国人研究者受入れ促進事業(五〇一、五〇二及び五〇三)、特定事業等に係る外国人の入国・在留諸申請優先処理事業(五〇四)、国の試験研究施設の使用手続きの迅速化事業(七〇四)、国の試験研究施設の使用の容易化事業(七〇五)及び国有施設等の廉価使用の拡大による研究交流促進事業(八一四及び八一五)

内閣府告示第百五十四号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十五年九月五日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十五年八月二十九日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 長野市
- 三 構造改革特別区域の名称 小規模校いきいき教育特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 長野市の全域
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 市町村費負担教職員任用事業（八一〇）

内閣府告示第百五十五号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十五年九月五日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十五年八月二十九日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 佐久市
- 三 構造改革特別区域の名称 コスモス街道ふるさと農園特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 佐久市の区域の一部（旧内山村）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 地方公共団体及び農業協同組合以外の者による特定農地貸付け事業（一〇〇二）

内閣府告示第百五十六号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十五年九月五日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十五年八月二十九日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 長野県南佐久郡南牧村
- 三 構造改革特別区域の名称 南牧こまやか教育特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 長野県南佐久郡南牧村の全域
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 市町村費負担教職員任用事業（八一〇）

内閣府告示第百五十七号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条に規定する措置に基づき公示する。

平成十五年九月五日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十五年八月二十九日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 長野県上高井郡小布施町
- 三 構造改革特別区域の名称 信州おぶせ緑のかけ橋特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 長野県上高井郡小布施町の全域
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 農家民宿における簡易な消防用設備等の容認事業（四〇七）

内閣府告示第百五十八号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条に規定する措置に基づき公示する。

平成十五年九月五日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十五年八月二十九日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 長野県上水内郡三水村
- 三 構造改革特別区域の名称 三水村地域住民支援特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 長野県上水内郡三水村の全域
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 指定通所介護事業所等における知的障害者及び障害児の受入事業（九〇六）及びNPOによるボランティア輸送としての有償運送可能化事業（一一二〇六）

内閣府告示第百五十九号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条に規定する措置に基づき公示する。

平成十五年九月五日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十五年八月二十九日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 大垣市
- 三 構造改革特別区域の名称 ほほえみスタディサポート特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 大垣市の全域
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） IT等の活用による不登校児童生徒の学習機会拡大事業（八〇五）

内閣府告示第百六十号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十五年九月五日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十五年八月二十九日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 瑞浪市
- 三 構造改革特別区域の名称 幼児教保育特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 瑞浪市の全域
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 幼稚園における幼稚園児及び保育所児等の合同活動事業（八〇七）

内閣府告示第百六十一号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条に規定する措置に基づき公示する。

平成十五年九月五日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十五年八月二十九日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 岐阜県吉城郡河合村及び宮川村
- 三 構造改革特別区域の名称 河合・宮川村デマンド式ポニーカーシステム有償運送特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 岐阜県吉城郡河合村及び宮川村の全域
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 交通機関空白の過疎地における有償運送可能化事業（一一二〇七

内閣府告示第百六十二号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同法第四条第十一項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき公示する。

平成十五年九月五日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十五年八月二十九日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 静岡県、浜松市、天竜市及び浜北市並びに静岡県引佐郡細江町及び引佐町
- 三 構造改革特別区域の名称 光技術関連産業集積促進特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 浜松市、天竜市及び浜北市並びに静岡県引佐郡細江町及び引佐町の全域
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 外国人研究者受入れ促進事業（五〇一、五〇二及び五〇三）、

特定事業等に係る外国人の入国・在留諸申請優先処理事業（五〇四）、国の試験研究施設の使用手続きの迅速化事業（七〇四）、国の試験研究施設の使用の容易化事業（七〇五）及び国有施設等の廉価使用の拡大による研究交流促進事業（八一三及び八一五）

内閣府告示第百六十二号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同法第四条第十一項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき公示する。

平成十五年九月五日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十五年八月二十九日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 愛知県、名古屋市、瀬戸市、春日井市、豊田市及び尾張旭市並びに愛知県愛知郡長久手町
- 三 構造改革特別区域の名称 あいち・なごやモノづくり研究開発特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 名古屋市、瀬戸市、春日井市、豊田市及び尾張旭市並びに愛知県愛知郡長久手町の全域

五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本

方針別表第一に定めるところによる。） 国立大学教員等の勤務時間内研究成果活用兼業事業（二〇二）
、外国人研究者受入れ促進事業（五〇一、五〇二及び五〇三）、特定事業等に係る外国人の入国・在留諸
申請優先処理事業（五〇四）、特定事業等に係る外国人の永住許可弾力化事業（五〇五）、国の試験研究
施設の使用手続きの迅速化事業（七〇四）及び国の試験研究施設の使用の容易化事業（七〇五）

内閣府告示第百六十四号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条に規定する措置に基づき公示する。

平成十五年九月五日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十五年八月二十九日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 高浜市
- 三 構造改革特別区域の名称 みんなの居場所「ふれあい・だんらん」特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 高浜市の全域
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 指定通所介護事業所等における知的障害者及び障害児の受入事業（九〇六）

内閣府告示第百六十五号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十五年九月五日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十五年八月二十九日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 長岡京市
- 三 構造改革特別区域の名称 長岡京市幼稚園早期入園特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 長岡京市の全域
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 三歳未満児に係る幼稚園入園事業（八〇六）

内閣府告示第百六十六号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十五年九月五日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十五年八月二十九日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 京都府乙訓郡大山崎町
- 三 構造改革特別区域の名称 大山崎町幼稚園早期入園特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 京都府乙訓郡大山崎町の全域
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 三歳未満児に係る幼稚園入園事業（八〇六）

内閣府告示第百六十七号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十五年九月五日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十五年八月二十九日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 兵庫県、洲本市並びに兵庫県津名郡淡路町、東浦町、津名町、北淡町、一宮町及び五色町並びに三原郡緑町、三原町、西淡町及び南淡町
- 三 構造改革特別区域の名称 くにうみツーリズム特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 洲本市並びに兵庫県津名郡淡路町、東浦町、津名町、北淡町、一宮町及び五色町並びに三原郡緑町、三原町、西淡町及び南淡町の全域
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 国立・国定公園における自然を活用した催しの容易化事業（一

三〇一及び三〇二)

内閣府告示第百六十八号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十五年九月五日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十五年八月二十九日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 奈良県
- 三 構造改革特別区域の名称 まほろば創生・なら教育特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 奈良県の全域
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 構造改革特別区域研究開発学校設置事業（八〇二）及び高等学校等における学校外学修の認定可能単位数拡大事業（八〇四）

内閣府告示第百六十九号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同法第四条第十一項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき公示する。

平成十五年九月五日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十五年八月二十九日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 大和郡山市
- 三 構造改革特別区域の名称 不登校児童生徒支援教育特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 大和郡山市の全域
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 不登校児童生徒対象学校設置に係る教育課程弾力化事業（八〇三）、ＩＴ等の活用による不登校児童生徒の学習機会拡大事業（八〇五）及び市町村費負担教職員任用事

業(八一〇)

内閣府告示第七十号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十五年九月五日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十五年八月二十九日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 御所市
- 三 構造改革特別区域の名称 葛小中一貫教育特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 御所市の区域の一部（葛小中学校区）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 構造改革特別区域研究開発学校設置事業（八〇二）

内閣府告示第百七十一号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十五年九月五日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十五年八月二十九日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 米子市
- 三 構造改革特別区域の名称 早期幼児教育特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 米子市の全域
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 三歳未満児に係る幼稚園入園事業（八〇六）

内閣府告示第百七十二号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十五年九月五日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十五年八月二十九日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 岡山県御津郡御津町
- 三 構造改革特別区域の名称 御津町教育特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 岡山県御津郡御津町の全域
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 構造改革特別区域研究開発学校設置事業（八〇二）

内閣府告示第百七十二号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十五年九月五日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十五年八月二十九日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 徳島県麻植郡川島町
- 三 構造改革特別区域の名称 川島町ふれあい教育特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 徳島県麻植郡川島町の全域
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 市町村費負担教職員任用事業（八一〇）

内閣府告示第百七十四号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同法第四条第十一項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき公示する。

平成十五年九月五日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十五年八月二十九日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 福岡県及び大牟田市
- 三 構造改革特別区域の名称 環境創造新産業特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 大牟田市の全域
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 土地開発公社の所有する造成地の賃貸事業（四〇三）、外国人研究者受入れ促進事業（五〇一、五〇二及び五〇三）、特定事業等に係る外国人の入国・在留諸申請優先

処理事業（五〇四）、国の試験研究施設の使用手続きの迅速化事業（七〇四）及び国の試験研究施設の使
用の容易化事業（七〇五）

内閣府告示第百七十五号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同法第四条第十一項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき公示する。

平成十五年九月五日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十五年八月二十九日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 熊本県
- 三 構造改革特別区域の名称 熊本県半導体産業特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 熊本市及び菊池市並びに熊本県下益城郡富合町、菊池郡大津町、菊陽町、合志町、泗水町、西合志町及び旭志村、阿蘇郡西原村並びに上益城郡御船町、嘉島町及び益城町の全域
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 国立大学教員等の勤務時間内研究成果活用兼業事業（二〇二一）

、土地開発公社の所有する造成地の賃貸事業（四〇三）、国の試験研究施設の使用手続きの迅速化事業（七〇四）、国の試験研究施設の使用の容易化事業（七〇五）及び国有施設等の廉価使用の拡大による研究交流促進事業（八一三及び八一五）

内閣府告示第百七十六号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同法第四条第十一項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき公示する。

平成十五年九月五日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十五年八月二十九日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 熊本県、人吉市並びに熊本県球磨郡錦町、多良木町、湯前町、水上村、相良村、五木村、山江村、球磨村及びあさぎり町
- 三 構造改革特別区域の名称 森林の郷農林業げんき特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 人吉市並びに熊本県球磨郡錦町、多良木町、湯前町、水上村、相良村、五木村、山江村、球磨村及びあさぎり町の全域
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本

方針別表第一に定めるところによる。() 農家民宿における簡易な消防用設備等の容認事業(四〇七)、
地方公共団体及び農業協同組合以外の者による特定農地貸付け事業(一〇〇二)及び有害鳥獣捕獲におけ
る狩猟免許を有しない従事者容認事業(一三〇三)

内閣府告示第百七十七号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同法第四条第十一項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき公示する。

平成十五年九月五日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十五年八月二十九日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 熊本県並びに熊本県阿蘇郡一の宮町、阿蘇町、南小国町、小国町、産山村、波野村、蘇陽町、高森町、白水村、久木野村、長陽村及び西原村
- 三 構造改革特別区域の名称 阿蘇カルデラツーリズム推進特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 熊本県阿蘇郡一の宮町、阿蘇町、南小国町、小国町、産山村、波野村、蘇陽町、高森町、白水村、久木野村、長陽村及び西原村の全域
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本

方針別表第一に定めるところによる。） 農家民宿における簡易な消防用設備等の容認事業（四〇七）、
地方公共団体又は農地保有合理化法人による農地又は採草放牧地の特定法人への貸付け事業（一〇〇一）
、地方公共団体及び農業協同組合以外の者による特定農地貸付け事業（一〇〇二）及び有害鳥獣捕獲にお
ける狩猟免許を有しない従事者容認事業（一三〇三）

内閣府告示第百七十八号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十五年九月五日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十五年八月二十九日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 熊本県下益城郡富合町
- 三 構造改革特別区域の名称 富合町小中一貫教育特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 熊本県下益城郡富合町の全域
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 構造改革特別区域研究開発学校設置事業（八〇二）

内閣府告示第百七十九号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同法第四条第十一項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき公示する。

平成十五年九月五日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十五年八月二十九日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 宮崎県
- 三 構造改革特別区域の名称 リゾート宮崎IT特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 宮崎市並びに宮崎県宮崎郡清武町及び佐土原町の全域
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 国立大学教員等の勤務時間内技術移転兼業事業（二〇一）、国立大学教員等の勤務時間内研究成果活用兼業事業（二〇二）、国の試験研究施設の使用手続きの迅速化事業

業（七〇四）、国の試験研究施設の使用の容易化事業（七〇五）及び国有施設等の廉価使用の拡大による
研究交流促進事業（八一三及び八一五）

内閣府告示第百八十号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十五年九月五日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十五年八月二十九日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 加世田市
- 三 構造改革特別区域の名称 砂丘地域再生振興特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 加世田市の区域の一部（万世・小湊海浜地域）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 地方公共団体又は農地保有合理化法人による農地又は採草放牧地の特定法人への貸付け事業（一〇〇一）及び地方公共団体及び農業協同組合以外の者による特定農地貸

付け事業（一〇〇二）

内閣府告示第百八十一号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十五年九月五日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十五年八月二十九日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 宜野湾市
- 三 構造改革特別区域の名称 宜野湾市英語教育特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 宜野湾市の全域
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 構造改革特別区域研究開発学校設置事業（八〇二）